

## 国や他の地方公共団体を退職して引き続き大阪府に採用された場合における給与等の取り扱いについて

- 国や他の地方公共団体を退職して引き続き大阪府に採用された場合、給与等における前職の勤務期間通算の取り扱い等については以下のとおりです。
- 現在所属している地方公共団体で条件がどのようになっているか（通算できる制度になっているのかどうか）、事前に十分確認しておいてください。

項 目	内 容
給料月額	<p>大阪府の条例・規則等に基づき、採用前の経歴（職務内容、勤務期間等）に応じて決定されます。</p> <p>※本府採用直前の給料月額が保障されるものではありません。</p>
期末・勤勉手当	<p>国又は他の地方公共団体の教育職員から引き続き大阪府の教育職員に採用された場合、期末・勤勉手当の支給額の算定基礎となる在職期間の計算にあたっては、退職前に在籍した国又は他の地方公共団体の教育職員としての在職期間を通算することができる制度（いわゆる通算制度）となっています。</p> <p>ただし、退職前に在籍した国又は他の地方公共団体もこの通算制度を有していることが条件となります。</p> <p>※特に臨時的任用職員であった場合は、臨時的任用職員から教育職員に採用された場合の通算制度の有無について、退職前に在籍した国又は他の地方公共団体に確認してください。</p>
退職手当	<p>国又は他の地方公共団体の職員から引き続き大阪府の職員に採用された場合、退職手当の支給額の算定基礎となる勤続期間の計算にあたっては、国又は他の地方公共団体の職員としての在職期間を通算することができる制度（通算制度）となっています。</p> <p>ただし、この通算制度を退職前に在籍した国又は他の地方公共団体も有していることが条件となります。</p> <p>なお、国又は他の地方公共団体を退職する時に退職手当の支給を受けていない場合に限りません。</p>

なお、上記の取扱いについては、今後変更される場合があります。

### 《問合せ先》

大阪府教育庁  
 教職員室 教職員企画課 給与・企画グループ  
 TEL：06-6944-9375 内線：3439・3440  
 FAX：06-6944-6897  
 メール：kyoshokuin-kyuyo@gbox.pref.osaka.lg.jp